

働く

町内ではたらく人も町外でガンバる人もやさしいまちです



12 就農・起業…自分で未来を切り拓く人を全力で応援!

▼【就農】農業次世代人材投資事業

町の「人・農地プラン」に位置付けられている、45歳未満の新規就農者に、最大5年間、給付金を支給します(年間150万円)。また、このほかにも、鳥取県が行う就農支援など新たに農業を始めたい人を応援する施策があります。

▼アグリチャレンジ研修 ※各種研修制度あります。

基本技能を中心に、農業の基礎知識と各種品目の栽培管理の基本を学ぶプログラム。雇用保険を受給しながら研修可能です。

▼【起業】創業支援事業

町内で、起業・創業・開業をする人や、異業種にチャレンジしたい人を対象に費用の一部を補助します(補助率1/2、上限50万円)。

※詳しくは、役場産業振興課(電話72-2101)へ

13 心配ご無用!町外で働く場合も手厚い支援

▼移住者への通勤費の支援(通勤費補助金)

町へ新たに移住してきた人で、日野町以外の市町村で働く人の通勤費の一部(勤務先が支給する通勤手当を除いた額の1/2以内)を補助します(月額上限1万5千円)。

都会と比べ、交通手段は自動車が必要不可欠。鳥取県西部の中心地、米子市内までは車で40分程度だけど、通勤圏内になっている人はたくさんいます。通勤費補助は移住を検討している人にとってプラスじゃないかな。



日野町で就農した人の中には、オフシーズンに酒作りや運転手、除雪や草刈り作業などの副業をしている人もいます。自由度が高い分、いろんな選択肢があるのが魅力の一つですよ♪

14 今も昔も日野郡の中心地。一緒に働いてみない?多彩な職種そろってます♪

▼医療・介護・福祉・建築・土木・交通・サービス・事務など

町の中心部、根雨はかつて出雲街道の宿場町として栄えたほか、明治時代に近代製鉄が台頭するまで、「たたら製鉄」が重要な産業としてこの地を支えました。今でも、日野病院や鳥取県の出先機関など日野郡の中心地としてさまざまな職種・業種が集まり地域を支えています。

「仕事を見つけたい!」そんな人はコチラへ。

【ハローワーク根雨】

場所: 日野町根雨 349-1
電話: 0859-72-0065

Q 観光以外に我がまち自慢ってありますか?

A 町図書館でたくさんの発見・体験ができます。

図書館では本の貸し出しだけでなく、休日には木のおもちゃづくりなどたくさんの催しを行っています。また、地域に出かける「お出かけ図書館」や、町内各所に設置された「よらいや図書館」も好評です。

Q 子どもたちが遊べる公園はありますか?

A 広い公園で遊び放題です。自然も満喫できます。

県立公園でもある滝山公園や鶴の池公園をはじめ、町内には多くの公園があります。休日に家族でピクニックなどにもうってつけですよ。

Q 山間地にあるけど、魚はおいしいの?

A 海の幸、山の幸ともに味わえます。

町内の店舗では境港直送の鮮魚を扱っていますよ。また、豊かな自然で育った米や野菜、山菜、ジビエなども豊富です。

Q & A

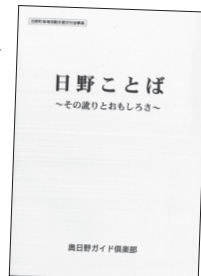
答えて!
ワタシの素朴なギモンたち



Q 日野町の方言ってどうなの?分かりやすい?

A ぜひ、じげの人とお話して体感してみてください!

共通語だと思っていたことが実は方言だった…なんてことよくありますよね。そんな時は、「日野ことば〜その訛りとおもしろさ〜」(発行「奥日野ガイド倶楽部」)を参考してみはいかがでしょうか。同書は町図書館にあります。



Q もっと日野町のことを知りたい!

A 移住定住コーディネーターがあなたをサポート!

役場企画政策課(電話72-0332)までお気軽にご相談ください。

除雪機購入補助金制度のご案内

集落内の除雪、 困っていませんか？ 冬期に備えて準備はお早目に！



町では、冬期間中の各自治会の集落内の除雪作業に活用できるよう、除雪機購入補助金制度を今年度から行っています。

この制度は、自治会などが除雪機を購入する際にその半額を補助するものです。

なお、メーカーによっては除雪機の納期に時間がかかる場合があります。今年の冬に合わせ除雪機を購入を検討している場合は、早めにご準備ください。

【除雪機購入補助制度】

- ☑ 除雪機購入に必要な費用に対し、補助金を交付します。
- ☑ 補助金額：購入費用の2分の1（上限50万円、消費税込）
- ☑ 補助の対象となる除雪機は、1つの自治会などにつき、年度あたり1台が上限です。
- ☑ 補助対象経費：以下のとおりです。
 - ▼ 除雪機（本体） ▼ 除雪機本体の専用付属部品
 - ▼ 除雪機本体の専用付属カバー ▼ 購入の際の運搬・設置手数料



【問合せ】 役場総務課 担当 影井（電話72-0331）

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



ショッピングカートでの子どもの事故に注意！

＜事例＞母親とスーパーに買い物に行き、子どもが1メートルくらいの高さの買い物カートに立って乗っていたところ、母親が目を離れた合間に転倒した。上腕（肩）部骨折。（11カ月男児）



スーパーなどで多くの人が利用しているショッピングカート。さまざまなタイプのものがあり買い物に便利ですが、子どもと一緒にいるときは注意が必要です。転落などにより、頭部に危害を生じた事例が多く、中には骨折や頭蓋内損傷などの重傷事例もあります。カートの注意表示をよく確認し、座席のベルトがあれば着用させ、遊ばせないようにしましょう。

（国民生活センター発行「くらしの危険」第336号より）

★役場産業振興課に、本事例が詳しく掲載された「くらしの危険」リーフレットを置いてあります。希望者は役場産業振興課（電話72-2101）までお問い合わせください。



※困ったなと思ったら、あきらめずに日野町消費生活相談窓口へ

（解決困難事案は法律相談会への紹介も行います）

- ▶ 消費生活相談窓口直通ダイヤル（電話72-0336）※役場産業振興課内
- ▶ 土日は、鳥取県立消費生活センターへ（電話0859-34-2648）